

寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市規則第8号

寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「第1項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、給与条例第16条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

第11条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第11条の2 給与条例第17条の3の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

- 2 前条第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、給与条例第17条の3第2項第1号中「100分の100」とあるのは、「100分の48.75」とする。

第22条第1項中「この条」を「この条及び次条」に改め、同条第2項中「第1項」を「前項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第22条の2 給与条例第17条の3の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、給与条例第17条の3第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日前6月の以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮し任命権者が別に定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、給与条例第17条の3第2項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の48.75」とする。

4 前条第4項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。